

平成29年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第115号「三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案」について . . . 1

◎ 所管事項説明

- (1) 「平成29年版成果レポート(案)」について(関係分) . . . (別冊1、別冊2)
- (2) 「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」における事務事業等の見直しについて(関係分) . . . 5
- (3) 伊勢志摩サミット終了後の取組について . . . 9
- (4) 若者の県内就労支援について . . . 11
- (5) 太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの策定について . . . 17
(別冊3)
- (6) 首都圏営業拠点「三重テラス」について . . . 23
(別冊4)
- (7) 関西圏営業戦略(改定版)の策定について . . . 29
(別冊5)
- (8) 観光振興について . . . 39
- (9) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . 43

平成29年6月22日

雇用経済部

◎議案補充説明

(1) 議案第 115 号「三重県立職業能力開発施設条例の一部を 改正する条例案」について

1 改正理由・内容

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、「国及び都道府県が行う職業訓練等」について定める引用条文の条項ずれが生じたことにより、規定の整理を行うものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七、第十六条第一項及び第三項、第十九条、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項の規定に基づき、公共職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 法第十五条の七第三項の条例で定める職業訓練は、職業能力の開発及び向上を図ることが必要であると認められる者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六、第十六条第一項及び第三項、第十九条、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項の規定に基づき、公共職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業能力の開発及び向上を図ることが必要であると認められる者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

◎所管事項説明

(2)「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」における事務事業等の見直しについて

①集中取組期間における事務事業の見直し一覧(雇用経済部関係分)

※平成30年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成30年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

(1)平成29年度の見直し

					(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名	
16	県内中小企業海外 展開促進事業費	平成29年度	中小企業の海外展開を支援する体制は、「新輸出大国 コンソーシアム」の創設など、JETRO(独立行政法人日 本貿易振興機構)を中心に年々強化されてきているこ とから、現在の海外ビジネスサポートデスクの業務委 託での実施は、平成28年度をもって廃止し、JETROや 金融機関等の支援機関との連携を活用した三重県国 際展開窓口で運営していく。	8,525	雇用経 済部	
17	三重県産品輸出ス テップアップ支援事 業費	平成29年度	沖縄国際物流ハブを活用した三重県産品輸出促進事 業(平成27年度2月補正)で行っていた輸送費助成制 度については、平成28年度をもって一旦休止し、見本 市への出展支援や商品改良等の商談フォローアップ 支援に取り組む。	5,687	雇用経 済部	
18	経営向上ステップ アップ促進事業費	平成29年度	地域インストラクター5名が行っていた経営向上計画の 作成支援等については、平成29年度からは商工団体の 経営指導員等が中心となって行うこととする。 また、経営革新計画及び経営向上計画の作成支援、 フォローアップ等の一連実施のため、経営革新支援事 業費と経営向上支援事業費(平成27年度2月補正)を 統合する。	22,727	雇用経 済部	
(1)小計				36,939		

(2)平成29年度から平成31年度における見直し

					(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名	
7	"ひとをよびこむ" 三重版子どもしごと 体験事業費	平成29年度 ~30年度	多くの人が本県の魅力を感じ、交流人口の増加を目指 す子どもたちの参加型しごと体験事業を地域に定着、 発展させるため、平成28年度は県主催に加え、商工団 体と共催で開催した。平成29年度は、県主催1か所及 び共催2か所で開催する。また、平成30年度以降は、 市町等単独開催の支援を検討する。	11,064	雇用経 済部	
(2)小計				11,064		

(3)平成30年度の見直し

					(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名	
			該当なし			
(3)小計				0		

(4)平成31年度以降の見直し

					(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名	
			該当なし			
(4)小計				0		

合計	48,003
----	--------

②集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧(雇用経済部関係分)

※平成30年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成30年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

(1)平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
15	海外来県代表団交流事業補助金	平成29年度	民間での国際交流が進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
16	新エネルギー等まちづくり促進事業費補助金	平成29年度	新エネルギー等を活用したまちづくりや地域づくりが進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
17	新エネルギー地域貢献施設支援事業費補助金	平成29年度	新エネルギーの導入が進んできたことや、事業者自らの取組が進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
18	メイド・イン・三重ものづくり推進事業費補助金	平成29年度	県内中小企業の技術開発等に関して、シーズの把握から共同研究に至るまで、一貫して県内ものづくり企業の支援を行うことをめざし、支援内容については、財政的支援から工業研究所による技術的支援とするため、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
19	中小企業連携体高度化支援事業補助金	平成29年度	個々の優れた技術を有する県内ものづくり企業等に対して、技術開発から、販路開拓、新規分野進出までの支援を行うことをめざし、支援内容については、財政的支援から工業研究所による試作開発に係る技術支援や、大学、支援機関及び企業間の連携も視野に入れた組織的な支援とするため、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
20	三重県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	平成29年度	休廃止鉱山所在市町村が要する鉱害対策事業に係る経費は、特別地方交付税の交付対象であることから、市が特別地方交付税を財源として負担し、県の補助金は平成28年度をもって休止する。	0	雇用経済部
21	中小企業等知的財産戦略的活用支援事業費補助金	平成29年度	中小企業等知的財産戦略的活用支援事業費補助金のうち、国内の特許出願に対する補助については、国内特許出願の環境が整ってきたこと等により、平成28年度をもって廃止する。	200	雇用経済部
22	商店街等活性化支援事業費補助金	平成29年度	商店街が抱える課題は地域に応じて多岐にわたっており、ニーズに応じた専門的な助言が必要となっていることから、これらの課題に対して適切にアドバイスを行うとともに、国の制度等の情報提供や専門家等の派遣による課題解決に重点を置いた支援を行うこととし、平成28年度をもって廃止する。	0	雇用経済部
	(1)小計			200	

(2)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
4	商店街振興組合支援事業費補助金	平成29年度～ 31年度	平成12年度から継続して商店街振興組合連合会の行う事業に対して補助を行ってきたが、組合の自立運営に向けて補助金の在り方を見直し、平成29年度から段階的に減額のうえ、平成30年度をもって廃止する。	1,252	雇用経済部
	(2)小計			1,252	

(3) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
3	産業フェア開催事業費負担金	平成30年度	平成15年度から開催してきた県内最大級の総合見本市に対する負担金は、中小企業の販路開拓支援が充実してきたことから、平成29年度をもって廃止する。平成30年度以降については、中小企業がビジネスマッチングを行う展示会等に出展できるような支援を検討する。	5,500	雇用経済部
	(3)小計			5,500	

(4) 平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		
	(4)小計			0	

合計	6,952
----	-------

(3) 伊勢志摩サミット終了後の取組について

1 伊勢志摩サミット記念館「サミエール」の入館者の状況

伊勢志摩サミット開催を記念し、サミットの概要や使用された調度品・県産材等の紹介を行うことなどにより、サミットのレガシー（資産）を次世代に引き継ぐ場として、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」（以下「記念館」という。）を平成29年5月26日（金）、賢島駅2階にオープンしました。

オープンからの入館者の状況は以下のとおりです。

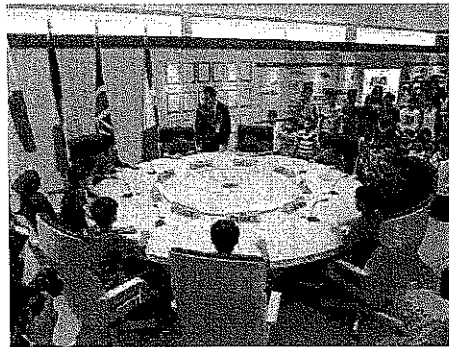
5月26日（金）～6日14日（水） 約21,700人

（※入館者カウンターでの計測による）

記念館に併設の「カフェ サミエール」を含め、オープン初日から多くの方に来館いただいております。今後も企画展示スペースでの展示等による県内市町等の情報発信及びリピーターの確保等に努めます。

また、年内に設置予定としている階段昇降機（車椅子ごと階段昇降可能なタイプ）について、可能な限り早期に設置できるよう、準備を進めます。

（5月26日の様子）



2 みえ国際ウィーク

県では、伊勢志摩サミット開催の経験を県内のグローバル人材の育成や活躍につなげ、将来にわたって三重の未来を持続的に発展させるため、サミット開催日である5月26日、27日の前後2週間程度を「みえ国際ウィーク」と定め、この期間中に県民、企業、団体、市町などの皆さんが主役となって、国際交流や国際理解などの取組を県内全域で集中的に行っていただくこととしています。

(1) 「みえ国際ウィーク 2017」の応募結果

「みえ国際ウィーク 2017」（平成29年5月20日（土）～6月4日（日））においては、市町、市民団体、市町国際交流協会、小中学校、民間企業等から、計184件の取組の応募をいただきました。

取組の主なものとしては、サミット参加国のメニューの給食（サミット給食）や、外国語・外国文化を学ぶ異文化交流、一般向けのイベントやワークショップなどでした。

(2) 三重県としての取組

「みえ国際ウィーク 2017」における県の主要な取組として、県内におけるグローバル人材の育成と活躍を一層図るため、5月27日（土）に『みえ国際ウィーク 2017』講演会&パネルトークを開催し、約150名の方に参加いただきました。

3 第 69 回日米学生会議の三重県開催

(1) 日米学生会議について

「日米学生会議」は 1934 年に始まった、日本初の国際的な学生交流プログラムであり、一般財団法人国際教育振興会が主催しています。日本と米国の学生計 72 名が、約 3 週間にわたる共同生活を送りながら、様々な問題に対する議論や開催地での体験を通じて、相互理解を深めます。

今年は 8 月 6 日（日）から 28 日（月）まで、京都府、愛媛県、三重県、東京都で順次、開催されます（三重県での開催は初めてとなります）。

(2) 三重県での開催について

① 日程

8 月 17 日（木）～22 日（火）

② 訪問先

5 市 1 町（桑名市、四日市市、津市、伊勢市、鳥羽市、多気町）

③ 三重県としての対応

三重県としては、円滑な実施に向けて主催者である一般財団法人国際教育振興会（第 69 回日米学生会議実行委員会）に協力するとともに、三重県の魅力を PR する絶好の機会であることから、各地での体験が魅力的なものとなるよう、調整を進めていきます。

あわせて、国際的な視野を持った人材育成のために、日米学生会議に参加する意識の高い学生と触れ合うことは貴重な経験となることから、県内の大学生や高校生との交流機会を多く設けられるよう調整を進めていきます。

(4) 若者の県内就労支援について

若者の就労意識や雇用環境が変化する中で、若者の安定した経済基盤の確保のためには、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな就労支援が必要です。また、地域経済の活性化を図るためにも、若者の県内定着と県内への人材還流を進める必要があり、地域の雇用ニーズも踏まえた就労支援を行っていくことが重要となっています。

このため、平成29年度は、「おしごと広場みえ」において新たな機能拡充を図るとともに、県外大学へ進学した若者等の県内企業等への就職を促進するためのU・Iターン支援策の充実を図っていくこととしています。

1 「おしごと広場みえ」の機能拡充について

(1) 現状

平成16年4月に開設した「おしごと広場みえ」では、三重労働局等の関係機関と連携して、若者等の就労支援策を総合的にワンストップで提供しています。

①職業相談・情報提供

求職者一人ひとりの状況に応じたキャリアコンサルタントによる相談対応や就職活動に関する様々な情報を提供しています。(三重労働局、県、三重県労働福祉協会、三重県産業支援センター)

②人材育成(スキルアップ)

就職前の学生等を対象にした模擬面接、コミュニケーション能力向上セミナー等の開催による就職活動の支援を行っています。(県、三重県労働福祉協会)

③業界・職種研究

インターンシップや企業見学、経営者との交流イベント等を実施しています。(県、三重県労働福祉協会)

④職業紹介

「みえ新卒応援ハローワーク」による求人紹介を行っています。(三重労働局)

○「おしごと広場みえ」

開設年月日：平成16年4月1日

所在地：アスト津3階(津市羽所町700)

構成団体等：三重労働局、県、

三重県労働福祉協会、三重県産業支援センター

※三重県労働福祉協会及び三重県産業支援センターは、それぞれ国及び県事業の受託者です。

(2) 課題

① 既卒者等の利用減少と人材育成

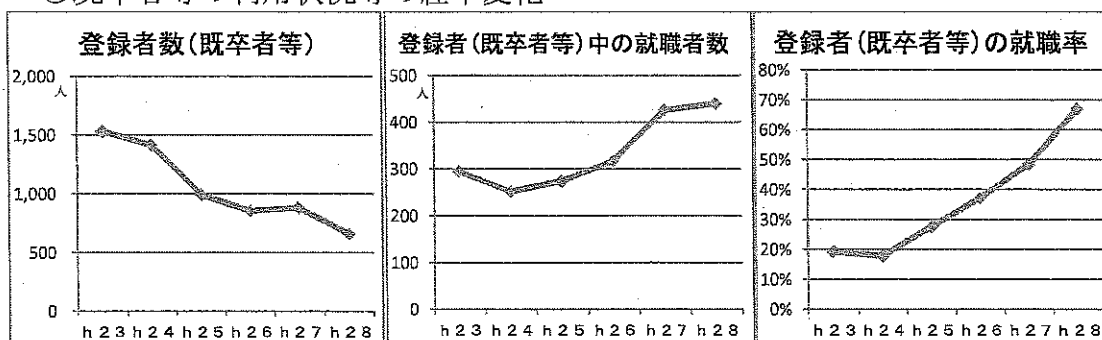
本県における若者の求職者数は2万人（平成24年総務省「就業構造基本調査」）を超えています。しかし、「おしごと広場みえ」における既卒者や若年離職者などの登録者数は近年1,000人を割っており、平成28年度には656人まで落ち込んでいます。

また、本県雇用情勢が回復基調にある中、登録者中の就職者数は微増、就職率は上昇傾向にあるものの60%台に留まっています。

これは、「おしごと広場みえ」の認知度不足や同所を利用したいと思える魅力の低下等に加え、企業ニーズに応じたキャリアアップ支援等の不足が一因と考えられます。

今後は、より多くの利用者呼び込む工夫とともに、就職に直結するよう企業の求める人材育成が必要となっています。

○既卒者等の利用状況等の経年変化



出典：三重県調査

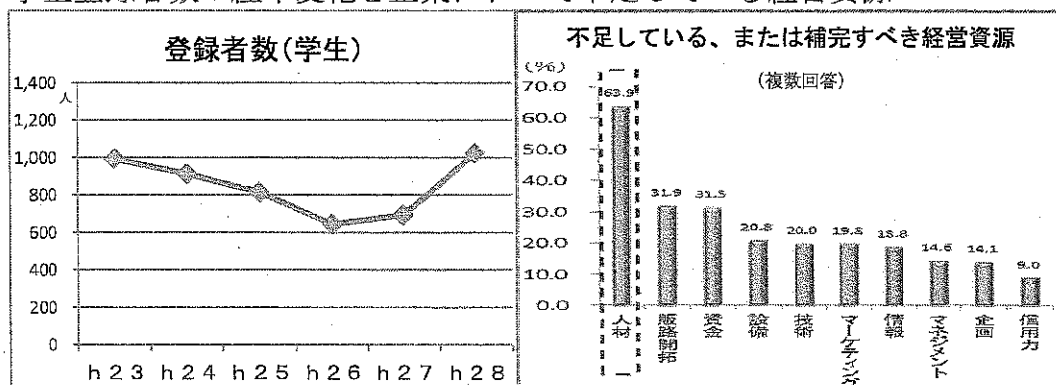
② 企業向け支援の不足

模擬面接実施やエントリーシートの書き方支援など学生向けのサービスの人気が高く、学生の利用は年間650人～1,000人程度となっています。

企業において人材確保が困難となっている中、「おしごと広場みえ」が模擬面接などのスキルアップ等の支援を行うだけでなく、人材を確保したい県内中小企業自らが学生等へアプローチを行うことも必要です。

今後、企業自らが採用・人材育成の意欲を高め、より積極的な採用活動を実行できるような支援が重要となっています。

○学生登録者数の経年変化と企業において不足している経営資源



出典：三重県調査

出典：三重県「平成28年度県内事業所アンケート」

(3) 平成 29 年度の新たな取組方向

これまでの取組に加え、産業振興に関する専門性が高く、県内企業とのネットワークを生かせる三重県産業支援センターと連携を図り、企業ニーズに応じた人材育成・確保支援や企業側から求職者へのアプローチを図るための取組等に着手するとともに、「おしごと広場みえ」の知名度の向上、利用者の増加に取り組めます。

<新たに展開するサービス>

①企業ニーズに応じた人財育成プログラムの提供

県内企業の求人ニーズを把握し、県内企業が求める人材を育成するための講座と企業における実地研修の開催などに取り組めます。

②人材確保・定着に寄与する事業の実施

人材確保・定着に向けた人事担当者向けセミナーの開催等や、ワーク・ライフ・バランスを重要視する若者が多いことなどを踏まえた企業向け研修会等を開催します。

③「おしごと広場みえ」の知名度向上の取組

「おしごと広場みえ」の利用者増に向けて、各種セミナーの開催やホームページの充実等による広報活動の実施や利用者増に応じた相談体制の強化等を図ります。



2 若者の県内へのU・Iターン就職等の促進について

(1) 現状

若者の県内への人材還流をめざして、中京圏、関西圏の大学等における就職状況に関する情報収集や就職セミナーの開催、「ええとこやんか三重 移住相談センター」（東京都）を拠点として就職支援アドバイザーが就職相談や大学訪問を実施するほか、県外大学との就職支援協定締結により学生への県内企業等への就職情報を提供しています。

(2) 課題

県外大学に進学した学生の県内企業への就職は3割程度、県内大学等の学生も半数程度しか県内企業に就職していない中、新卒者等の人材還流、県内での人材定着を効果的に進める取組が必要です。

(3) 平成 29 年度の新たな取組方向

①就職支援協定の締結によるターゲットを明確にした取組

県内出身学生が多く在籍する中京圏、関西圏の大学等を中心に、今後も就職支援協定を締結し、学生に対し魅力ある就職支援情報の提供や保護者会での説明、就職セミナーなどの開催により、これまで以上に集中的かつ具体的なU・Iターン就職支援策を展開します。

○就職支援協定締結校の状況（現状）

平成 27 年度		平成 28 年度	
協定締結日	学校名	協定締結日	学校名
H28. 2. 8	立命館大学	H28. 8. 5	同志社大学
H28. 3. 1	近畿大学	H28. 8. 22	関西大学
H28. 3. 2	龍谷大学及び龍谷大学短期大学部	H28. 10. 17	愛知学院大学
		H28. 11. 2	中部大学
		H29. 2. 9	愛知大学

○協定締結先大学との連携事業

- ・「みえの就職けんきゅう」（メールマガジン）により各大学生へ直接U・Iターン就職に関する情報を提供
- ・知事講演会の開催
（これまでの実績）平成 28 年 12 月 6 日：立命館大学
平成 28 年 12 月 9 日：近畿大学
平成 29 年 1 月 17 日：龍谷大学
- ・「三重U・I インターンシップ推進協議会」への就職支援協定締結大学の参画 など

②インターンシップを活用した県内企業への就職促進

近年増加する学生のインターンシップに着目し、平成 29 年度は県内企業で働く魅力を体感でき、自身の就業意識等の向上にもつながるインターンシッププログラムのモデル事業を実施します。

その結果を踏まえ、「三重U・I インターンシップ推進協議会」の場を活用し、経済団体と連携しながら、県内企業への普及拡大に取り組むとともに県内外大学の協力を得て、学生の利用促進を図ります。

インターンシップの実施を通じて、地域の魅力情報等の発信や地方暮らしによるワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を県内外の学生等に提案するなどして、若者の県内就労につなげていきます。

※「三重U・I インターンシップ推進協議会」（平成 29 年 3 月設置）

- ・構成員：労使および経済団体、就職支援協定締結大学等
県内外大学、三重労働局 等
- ・平成 29 年度第 1 回（平成 29 年 6 月 7 日）開催内容
県内外大学等の取組、今年度の事業予定 他

主な意見

- ア) 学生は知名度の高い企業へのインターンシップを希望する一方で、内容が魅力的であれば知名度に関わらず参加する。
- イ) モデル的な事業を実施し、その成果を普及啓発していくことが受入企業の増加に寄与する。

・今後のスケジュール（予定）

- 平成 29 年 7 月～ インターンシップモデル事業の実施
- 平成 29 年 11 月 第 2 回三重 U・I インターンシップ推進協議会
※今後の取組についての検討等
- 平成 30 年 3 月 インターンシップ取組成果発表会

【参考】インターンシップモデル事業の取組成果（平成 28 年度）

- ・インターン生の飛び込み営業に基づく会社の営業モデルの構築や 6 次産業化に向けた販売促進プログラムの開発への寄与
- ・新卒社員募集のノウハウ取得やインターン生の受入・成長による従業員の結束
- ・学生の就業意識の向上、コミュニケーション力の向上 等

③その他の新たな取組

地域連携部の移住相談と連携して、関西圏等出張就職相談を実施します。また、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を拠点として、首都圏の大学や就職支援関係機関等を訪問し、県内への人材還流に関する情報提供や意見交換を進めます。

(5) 太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの策定について

1 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」(最終案)の概要(別紙1)

(1) 目的

太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化していることから、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とします。

また、防災、環境保全、景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置にあたり、関係法令、条例の規定により、許可、届出を要する区域を、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定を行うことが必要な区域として設定します。

(2) 対象施設

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「FIT法」といいます。)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う、次の施設を対象とします。

- ・設備 太陽光発電施設
- ・設置場所 三重県内(隣接府県にまたがる場合を含む)
- ・施設規模 出力50kW以上(おおむね500㎡)
※建築物に設置されるものを除く

(3) 事業者が実施する遵守事項、推奨事項

本ガイドラインは、企画立案、設計・施工、運用・管理、撤去・処分の各段階において、事業者が適切に事業を実施するために必要な事項を定めています。

- ① 関係法令、条例で規定される手続きについて、国、県、市町に確認、相談
- ② 「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」では、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画を策定
- ③ 県、市町へ「事業概要書」の提出
- ④ 配慮すべき地域住民の範囲や説明会等の開催について市町に相談
- ⑤ 全ての太陽光発電施設(建築物に設置されるものを除く)へ標識を掲示
- ⑥ 国へ事業の廃止届を行った場合には、速やかにその写しを県、市町に提出

(4) 県、市町の役割

a 県の役割

県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令、条例に基づく手続き等についての助言等を行います。

- ① 本ガイドラインの周知

- ② 事業者からの相談への対応
 - ・関係法令、条例に関する相談対応、ガイドラインの説明
 - ・事業者からの「事業概要書」の受け取り
- ③ 市町、事業者からの求めに応じた助言等
- ④ 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り
- ⑤ 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について国に相談

b 市町の役割

市町は、当該市町内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、当該市町が所管する関係法令、条例の規定に基づく手続き、地域住民とのコミュニケーション等についての相談対応を行います。

- ① 事業者からの相談への対応
 - ・関係法令、条例に関する相談対応
 - ・事業者からの「事業概要書」の受け取り
 - ・地域住民とのコミュニケーションに関し、配慮すべき地域住民の範囲や住民説明会開催などへの相談対応
- ② 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り

2 パブリックコメントの実施結果及び提出意見への対応（別紙2）

①実施期間 平成29年5月13日から6月12日まで

②提出された意見 32件（9名）

パブリックコメントからの主な意見及びそれに対する変更点は下記のとおりです。

(意見)

・「日本のふるさと」である景観を阻害することのないよう本ガイドラインで規定すること

(変更点)

・本ガイドラインの目的に、「安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進める」の追記を行いました。(P2)

(意見)

・太陽光発電による地域への影響に係る情報を収集、公開してほしい。

(変更点)

・その他の項目に、「不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上で公表することとします」の追記を行いました。(P14)

3 今後の予定

本ガイドライン策定後、事業者向け説明会等を開催し、本ガイドラインの周知を図るとともに、太陽光発電施設の適正導入に向け、市町と連携し、取り組んでまいります。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン(最終案)」概要

1 策定の背景

- 平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入され、太陽光発電施設の導入が急速に進み、特に大規模な太陽光発電施設の設置に対し、景観、防災、自然環境との調和が課題
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正（改正FIT法）（H29.4施行）
「事業計画策定ガイドライン」策定（H29.3策定）

2 目的

- <安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正導入>
- 計画の早い段階からの地域住民への情報提供
- 関係法令、条例の遵守
- 十分な考慮の上、土地の選定等を行うことが必要な区域の設定

3 対象施設

- 設備 FIT法に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う太陽光発電施設
(※本ガイドライン施行以前の施設についても対象（一部事項除く）。)
- 設置場所 三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
- 施設規模 出力50kW以上(建築物に設置されるものを除く)
- 市町が独自に条例、指導要綱、ガイドライン等を定めている場合、本ガイドラインは原則、適用外

4 事業者が実施する遵守事項、推奨事項

1 企画立案時

- (1) 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続
- ア 関係法令、条例の遵守
- イ 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画を策定

「設置するのに適さない区域」

- ・関係法令等の規定により開発行為が厳しく制限されている区域
- ・関係法令等による許可を要する区域

「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

- ・関係法令等による許可、届出を要する区域

※関係法令等の規制がない区域であっても、地域住民の生活環境に直接影響がある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を実施

3 運用・管理時

- (1) 保守点検・維持管理（計画に則った保守点検、維持管理の実施）
- (2) 非常時の対処（地域への被害が発生する場合等は市町等へ連絡、拡大防止措置）
- (3) 周辺環境への配慮（雑草の繁茂等への対応、計画策定段階で予期しなかった問題への対処）

4 撤去・処分時

- (1) 撤去・処分等（関係法令等の遵守、速やかな撤去）
- (2) 廃止届の提出（国への廃止届の写しを県、市町に提出）

主な関係法令	対象区域	設置するのに適さない区域	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
自然公園法 (条例)	特別保護地区 等	○	
	普通地域		○
自然環境保全法 (条例)	自然環境保全地域（特別地区）	○	
	〃（普通地区）		○
森林法	保安林	○	
農地法、農振法	農用地区域 等	○	
	第2種農地 等		○
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内（特別保護地区）	○	
景観法(条例)	熊野川流域景観区域		○

(2) 地域との関係構築

- ア 県への相談（ガイドラインに係る確認・相談、事業概要書の提出）
- イ 市町への相談（事業概要書の提出、地域住民の範囲、説明会開催等）
- ウ 地域住民とのコミュニケーション（事業計画作成の初期段階）

2 設計・施工時

- (1) 土地、発電設備の設計（関係法令等遵守、防災、環境保全、景観保全考慮）
- (2) 施工（関係法令等の規定に従った施工、資材、廃棄物等の適切な処理）
- (3) 周辺環境への配慮（反射光等を考慮した措置、標識（全ての太陽光）の掲示）

5 県、市町の役割

1 県の役割

- (1) ガイドラインの周知
- (2) 事業者からの相談への対応
・関係法令等で規定される必要な措置や手続きの相談対応、本ガイドラインの説明
・事業者からの「事業概要書」の受け取り
- (3) 事業者が国に提出した「廃止届」の受け取り
- (4) 関係法令等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談

2 市町の役割

- (1) 事業者からの相談への対応
・関係法令等で規定される必要な措置や手続きの相談対応
・事業者からの「事業概要書」の受け取り
・地域住民の範囲や住民説明会開催などへの相談対応
- (2) 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り

6 その他

- ・不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上で公表

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（案）
に対する意見募集の結果概要

1 意見募集期間

平成29年5月13日（土）～平成29年6月12日（月）

2 意見募集結果

(1) 意見数 32件（意見提出人数 9名）

(2) 項目別の意見数

項目	主な意見	意見数
全般	規制強化、指導徹底等に関すること	17件
3 ガイドラインの適用対象施設	ガイドラインの適用対象に関すること	2件
4 用語の整理	用語の定義に関すること	1件
5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項		
(1) 企画・立案時	規制強化、住民説明会に関すること	5件
(3) 運用・管理時	点検、非常時の体制等に関すること	4件
(4) 撤去・処分時	廃棄に係る規制に関すること	2件
6 県、市町の役割	地域住民からの相談に関すること	1件
計		32件

(3) 対応

項目	意見数
① 文章の修正、記述の追加等により、反映するもの	3件
② 既に反映しているもの	3件
③ 施策や事業の実施にあたって参考とするもの	12件
④ 反映することが難しいもの	6件
⑤ その他	8件
計	32件

(6) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成25年9月28日のオープンから約3年8か月が経過し、来館者数は2,386,274人となりました（5月末現在）。

ショップ、レストラン、イベントスペースにおいて、季節の移ろいにあわせた三重の「旬」をテーマにしたり、日本橋地域の行事と連動させるなど、テーマ性を持ったイベントを実施することで、三重の魅力を効果的に情報発信し、三重への誘客や県産品の販路拡大につながる取組を展開しています。

1 今年度の主な取組

これまでの「三重テラス」の取組の成果や課題をふまえ、4つの指標（来館者数、商品開発や販路拡大につながった件数、三重テラスサポート会員数、メディア掲載件数）の数値目標の達成と質的な改善をめざし、

- ① サミットのレガシーや菓子博等のビッグイベントを生かした効果的な情報発信等による集客強化
 - ② 県内企業・事業者のチャレンジ支援
 - ③ 首都圏ネットワークの拡大・強化と連携
 - ④ 戦略的な広報活動の充実
 - ⑤ 市町、商工団体等関係団体とのさらなる連携
- の5つの運営方針のもとに事業を展開します。

今年度の主な取組内容は次のとおりです。

(1) 三重の「旬」を発信するイベントの開催

2階イベントスペースにおいて、年間を通じて三重の「旬」を発信するイベントを開催します。9月のオープン4周年、夏頃に予想される来館者数250万人達成などの機会を捉え、企画・立案、告知等において、市町、商工団体等関係団体との連携を強化し、集客力の高い効果的なイベントを展開することにより、コアな三重ファンの獲得、リピーターの増加につなげていきます。

(2) COOL MIE トークライブ2017/三重の“宝”講座の開催

クールな三重を創造し、三重の『旬』を発信する場として、首都圏において発信力・集客力のある著名なゲストを多方面から迎えて、知事が聞き手となり、三重の“旬”な「ヒト」・「モノ」・「コト」を日本橋から発信するトークライブを実施します。

また、コアな三重ファンの拡大により、口コミやSNS等による発信を促進し、三重県への誘客につなげるため、三重の魅力である“宝”を伝える講座を実施します。

今年度は、これらのテーマをスポーツや食文化等に関するものにするなど、多方面に三重の魅力を情報発信してまいります。

(3) テストマーケティング・商談会の実施

県内事業者のトライアル支援の取組として、1階ショップにおいて実施しているテストマーケティングについて、引き続き取扱商品数を拡大していきます。また、首都圏において三重テラス主催のマッチング商談会を開催します。

(4) 県内への観光誘客の取組推進

市町や関係団体と連携し、各地域の観光の魅力を情報発信するとともに、2階の「観光窓口」を活用し、各地域への旅行相談に対応するなど、誘客を促進する取組を進めます。また、「みえ食旅パスポート」など、三重への来訪につながるPRにも力を入れていきます。

2 三重テラスの継続運営について

これまでの三重テラスの取組に関する効果や課題等について検証し、総括評価（最終報告）として取りまとめ、平成29年3月10日に開催された戦略企画雇用経済常任委員会でお示ししました。

今後は、平成30年度以降の継続運営に向け、以下の手続き等に取り組んでまいります。

(1) 次期運営事業者の選定

現在、三重テラスの運営委託に関する県と運営事業者の契約期間は、平成29年度末までとなっています。準備期間を含めると、秋頃には、次期運営事業者を選定しておく必要があり、そのため夏頃に公募を行うよう進めています。

なお、委託期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで5年間とします。

(2) 浮世小路千疋屋ビルへの継続入居

現在の三重テラスの入居建物に関する賃貸借契約の内容は下記のとおりです。

- ① 賃貸人 ㈱千疋屋総本店
- ② 賃貸借物件 浮世小路千疋屋ビル 1・2F (446.55㎡)
- ③ 賃貸借期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- ④ 賃料 月額5,317,351円(税抜)
- ⑤ 保証金(総額) 53,173,510円(賃料(税抜)の10か月分)

賃貸人である㈱千疋屋総本店とは、平成30年4月から5年間の賃貸借契約締結に向けて協議をしてきました。賃料については、平成25年から平成28年にかけて公示価格が18%上昇するなど、日本橋三越前地区の地価が高騰している中、現契約の賃料を税抜ベースでそのまま据え置くことで内諾を得ています。

※消費税については、5%から8%に変更になります。

※契約終了時に返還される保証金(賃料(税抜)の10か月分)は、新契約でも同額となります。

(3) 運営事業者からの納付金の条件変更について

現在、運営事業者との業務委託契約の中で、店舗売り上げ(税抜)の3%を納付金として次年度に支払っていただくこととなっています。次期運営事業者との業務委託契約では、県費負担の軽減の観点を考慮し、他県アンテナショップの納付金の状況も踏まえ、納付額を変更したいと考えています。

新しい納付額の考え方としては、最低限として、店舗売り上げの3.3%と、1階の年間賃借料(4,469万円)の1割である446.9万円を合算する案を進めたいと考えています。

(参考) これまでの納付額

	売上額(税抜)	次年度納付額
平成25年度	1億157万円	305万円
平成26年度	1億8538万円	556万円
平成27年度	2億3013万円	690万円
平成28年度	2億4415万円	(予定)732万円

(参考)「首都圏営業に関するアドバイザリーボード」の設置

首都圏営業に関するアドバイザリーボードを設置し、「三重テラス」の成果指標や運営状況に関する評価・助言をいただいています。

平成 29 年度は 4 回程度開催する予定です。

構成メンバー ※敬称略

力石 寛夫 (トーマス アンド チカライシ株式会社 代表取締役)

田中 章雄 (株式会社ブランド総合研究所 代表取締役)

田嶋 雅美 (株式会社フランチャイズアドバンテージ 代表取締役/CEO)

手島麻記子 (株式会社彩食絢美 代表取締役)

田中 里沙 (学校法人日本教育研究団 事業構想大学院大学 学長 教授

株式会社宣伝会議 取締役 メディア・情報統括)

朝倉はるみ (淑徳大学経営学部観光経営学科 准教授)

梅川 智也 (公益財団法人 日本交通公社 理事)

三重テラスの運営状況について(3月～5月)



MIE TERRACE

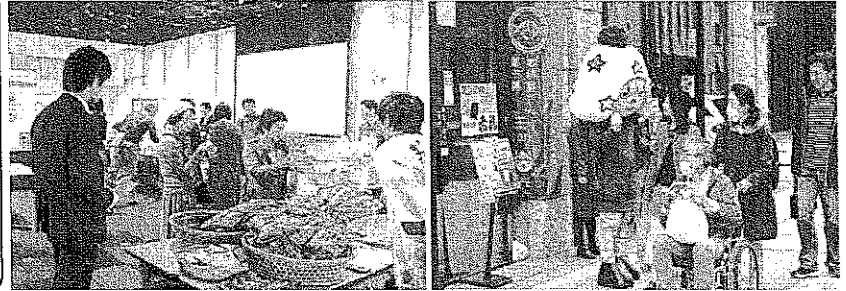
- ・オープン以降の来館者数累計は 2,386,274人(平成29年5月末現在)です。
- ・ショップ、レストラン、イベントスペースにおいて、三重の旬の魅力や季節行事・イベントに対応した旬の情報を発信し、三重への誘客や販路拡大につながる取組を展開しています。

TOPICS

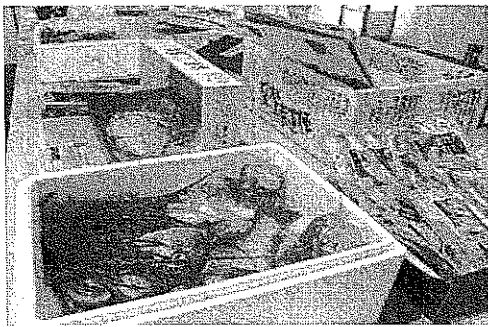
お伊勢さん菓子博2017開催記念 三重のお菓子めぐり展 ～地元のお菓子スイーツ&スナック～

「お伊勢さん菓子博2017」の開催期間にあわせ、4月16日から5月14日にかけて「お伊勢さん菓子博2017開催記念 三重のお菓子めぐり展 ～地元のお菓子スイーツ&スナック～」を開催しました。

期間中、三重を代表するお菓子を紹介するパネル展示に加え、赤福の特別販売、県内に本社があるお菓子メーカーの参加によるお菓子の試食・販売や菓子博限定商品の特別販売を行いました。



イベントスペース



- 尾鷲まるごと特産品フェア in 三重テラス (3月3日)
 > 尾鷲の特産品詰め合わせ「尾鷲まるごとヤイヤ便」など、尾鷲ならではの逸品を取り揃えて紹介。[374名来場]



- 「ise-chaのある生活」ise-chaを彩る茶器とともに (3月11日～12日)
 > 100種類以上の四日市萬古焼の急須や湯飲み等の展示・販売のほか、自分が気に入った萬古急須で淹れた ise-cha(伊勢茶)と三重のお菓子の試飲食体験も実施。[625名来場]



- 浦中こういちさん原画展&紙血シアターワークショップ+絵本ライブ (4月5日～13日)
 > 大台町を拠点に活躍中の絵本&あそび作家の浦中こういちさんの絵本1作目『バナナをもって』等の原画展示、ご本人参加によるワークショップ+絵本ライブを実施。[1,093名来場]



- 日本橋エリア 日本酒利き歩き (4月15日)
 > 恒例の地域行事「第5回日本橋エリア日本酒利き歩き2017」に参加。参加店を巡って楽しむ利き酒イベントの特設会場となつて三重の地酒を出品。[3,210名来場]



- 忍者あそびをやってみよう (5月20日～21日)
 > 手裏剣投げ体験、忍者と並んでの写真撮影、折り紙の手裏剣製作など忍者を体感するイベントを実施し、忍者の里・伊賀を発信。[560名来場]



- 伊勢志摩サミット1周年記念 三重の宝“ひと・もの・こと”展 (5月24日～31日)
 > サミットで首脳が装着した真珠ラベルの開発者による開発秘話の語り、アコヤ真珠取り出し体験やサミット 乾杯酒の抽選販売等により、三重の宝を発信。[4,022名来場]

ショップ

- 「お伊勢さん菓子博2017」開催にあわせ、和・洋菓子を集約した店頭ディスプレイによる販売訴求
- 首都圏で手に入れることが難しい商品(銘菓、旬の柑橘類、生麺タイプの伊勢うどん)を特別入荷販売

【3月】

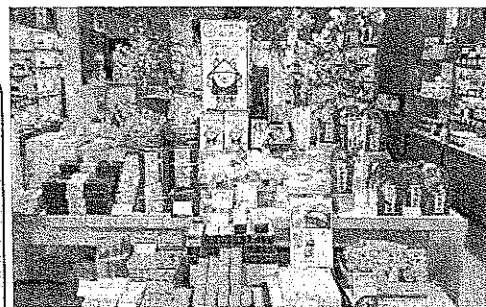
- 桜や梅といった春を想起させる風味やお花見・新生活など時候の行事に関連した春季商品を提案・訴求
- 土曜日の販売促進をめざして試食販売の実施強化

【4月】

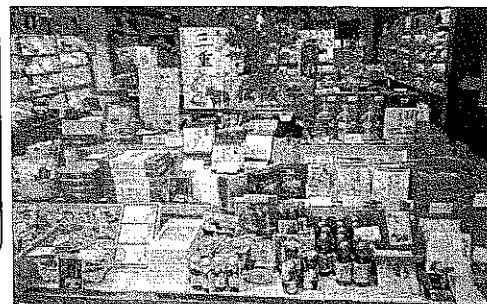
- 菓子博開催を記念し、赤福の特別販売を実施
- キリンビールが地域限定発売する「一番搾り『三重に乾杯』」を特別販売

【5月】

- 新茶、日本酒の冬季仕込みの新酒を入荷販売
- 松阪牛、伊勢えび、牡蠣、あわび等の特産品の関連商品を集約した店頭ディスプレイによる販売訴求



菓子博開催をPRする店頭ディスプレイ



三重の特産品を集約した店頭ディスプレイ

レストラン

- グランドメニューを春の食材を使用したメニューに変更

【3月】

- 春トリュフをあしらった松阪牛ローストビーフ丼を販売
- 三重の地酒の四合瓶ボトルを販売開始
- 日本橋桜フェスティバルに参加し、カフェタイムに桜バル限定ドルチェを提供
- 歓送迎会利用をターゲットにしたWEB媒体による販促強化

【4月】

- サマートリュフをあしらった松阪牛ローストビーフ丼を販売
- ポルトガルのワイン生産者を招いてコラボレーションディナー「ワインメーカーズディナー」を実施(4/13)

【5月】

- 三重の地酒新酒フェアを展開
- ゴールデンウィークの特別メニューとして旬のあわび、桜鯛を提供



一番搾り『三重に乾杯』の販売



WINE MAKER'S DINNER
ワインメーカーズディナーのご案内

4/13
THU



ワインメーカーズディナー



三重の地酒のボトル販売(四合瓶)

DATA

1. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	H29.4	5	29年度計	累計
ショップ	227,655	480,839	569,942	628,545	44,461	51,230	95,691	2,002,672
レストラン	17,033	34,317	30,581	31,748	2,344	2,640	4,984	118,663
イベントスペース	30,555	51,365	73,733	82,781	13,915	12,590	26,505	264,939
合計	275,243	566,521	674,256	743,074	60,720	66,460	127,180	2,386,274
一日当たり平均	1,521	1,569	1,852	2,047	2,024	2,144	2,085	1,794

2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	H29.4	5	29年度計	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	149,547	13,603	12,656	26,259	482,556
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	7,230	8,137	15,366	378,154
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	20,833	20,793	41,626	860,710
一日当たり平均	589	555	683	726	694	671	682	647

* 数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

* 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

(7) 関西圏営業戦略（改定版）の策定について

1 主旨

関西圏営業戦略については、平成 26 年の策定から三年が経過し、昨年度の伊勢志摩サミットの開催や「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」の策定などに加え、今後は大阪府の国際万博の誘致表明などによる社会情勢の変化も見られます。

このため、これらの変化やこれまでの関西圏での取組の成果・課題を踏まえ、より一層効果的な取組を進めていくために、関西圏営業戦略を改定します。

2 現状を踏まえた課題

現在、県内市町・団体等をはじめ、関西圏の企業や県人会等に対して意見を聴取しているところですが、関西圏における三重の認知度の向上、観光誘客、販路拡大につなげるため、より効果的な営業活動と情報発信を展開していくことが必要です。

そのため、三重の魅力をより効果的に伝えることができるターゲット設定や媒体選定など情報発信手法の検討が必要です。

また、観光誘客においては、多様な団体と連携した効果的な取組を進めるとともに、食の販路拡大においては、関西圏バイヤー等と県内事業者との間でビジネスチャンスにつながる商談機会を増やす営業活動としていく必要があります。

さらに、こういった取組を進めていくためには、関西圏の企業や県人会等との既存のネットワークをより一層、充実させ拡大を図り、関西圏における三重のファンづくりにつなげていくことが必要です。

3 改定の考え方

関西圏営業戦略は、以下の考え方に基づき、改定を進めます。

(1) 改定の必要性等の整理

現行の関西圏営業戦略における取組の成果・課題や、社会情勢の変化を踏まえたうえで、改定の必要性や背景等を整理します。

その上で、現行の関西圏営業戦略の「基本的な考え方」、「営業展開の基本的な姿勢」、「営業展開の柱立て」に加え、関西圏での営業展開の進め方や、関係機関等（市町、商工団体、事業者、広域的な組織等）の連携も含めて検討し、より一層、効果的な営業活動につながるようにします。

(2) 営業戦略の改定の方向性

現行の営業展開の 4 本の柱立てである「効果的な情報発信」、「観光誘客」、「食の販路拡大支援」、「多様なネットワークの充実・強化による営業活動」の内容や関連性等について再整理し、それぞれ以下の方向性で改定を進めていきます。

① 効果的な情報発信

本県の強みである「食」を中心として、「歴史・文化」「自然」等を生かした三重県ならではの魅力について、効果的な情報発信を引き続き関西圏において展開します。

(改定ポイント)

- ・これまでのメディアへの情報発信（プレスツアー、マスコミキャラバン）に加え、SNSのさらなる活用を図り、多様な媒体で発信します。
- ・「移住の促進」、「企業誘致の推進」など県の主要な施策の情報発信について、より積極的に展開します。

② 観光誘客

観光施策と連携し、鉄道事業者の観光プロモーション等と連動した取組を実施し、引き続き多様な団体の参画を促します。

(改定ポイント)

- ・三重ファン講座などの「情報発信」と、物産展などの「食の販路拡大の支援」を組み合わせた複合的な取組を積極的に展開し、効果的な観光誘客につなげます。
- ・「インバウンドの促進」に加え、今後、新たに「MICE誘致」も組み合わせた取組を積極的に展開します。

③ 「食」の販路拡大支援

伊勢志摩サミットを契機とした三重の「食」への関心の高まりを生かして、「食」をはじめとした県内製品の販路拡大に向けた支援を、引き続き推進します。

(改定ポイント)

- ・県内事業者のビジネスチャンスを増やすため、これまで関係を構築してきたホテル、百貨店、高品質な商品を取り扱うスーパー等と県内事業者との間で、ニーズとシーズとの精緻なマッチングを意識するとともに、県内生産者ツアーを実施するなどにより、効果的な商談機会の提供を増やします。
- ・京都府、兵庫県なども含めた広域的な営業活動を、県関係部局や市町等と連携して、より積極的に展開します。
- ・関西圏で挑戦する県内事業者を積極的に支援し、成功事例を発信することで、潜在県内事業者の機運醸成につなげます。

④ 多様なネットワークの充実・強化による営業活動

引き続き、企業、県人会、同窓会など関西圏における多様なネットワークの充実・強化を図ります。

(改定ポイント)

- ・多様なネットワークを生かし、県の各部局が関西圏で取り組む重点施策（移住、若者就職支援、文化振興など）の促進につなげます。
- ・関西圏の三重の「応援団」、「応援企業」、「応援店舗」と連携した取組を、新たに企画・実施することで、ネットワークの充実・強化を図ります。

4 関西圏営業戦略（改定版）の策定スケジュール

- 4月～6月 県内市町・団体、関西圏の企業・団体等の関係者に意見聴取
- 6月 戦略企画雇用経済常任委員会へ改定の方向性等について説明
- 8月 県内市町・団体、関西圏の企業・団体等の関係者の意見集約
- 9月 戦略企画雇用経済常任委員会へ改定案について説明
- 10月 関西圏営業戦略（改定版）の策定

関西圏営業戦略に基づく主な取組実績について (H26～H28 年度)

1 効果的な情報発信

(1) パブリシティの強化

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどで掲載・放送された件数 計 311 件

① マスコミへの情報提供

関西レジャー記者クラブ、旅行雑誌、テレビ、ラジオ等への情報提供 (H26～H28)

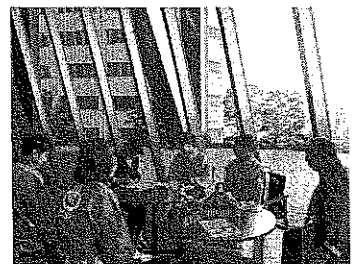
② 「プレスリリース」のコツセミナーの開催 (H26 計 3 回実施、51 名参加)

テレビ、新聞、雑誌で活躍されている方を講師に招き、県内市町職員等を対象に実施。

③ プレスタッア、マスコミキャラバン

市町・団体等と連携して、記者を県内各地へ案内するとともに、関西圏のマスコミ関係者を訪問し、三重の旬の情報を発信。(H26～H28)

- ・プレスタッア 計 13 回
- ・マスコミキャラバン 計 36 回



H29. 1. 24 「柵原温泉のお雛さま」のマスコミキャラバン

(2) 観光、「食」に関する観光展・物産展等への出展等

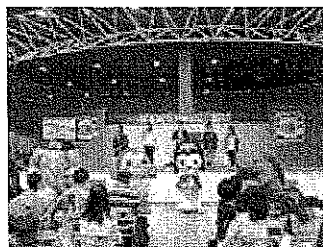
出展した件数 計 233 件

県内市町・団体等と連携して、「熊野古道」「忍者」「女子旅」などテーマや対象を明確にした観光展・物産展等に出展。

- ・熊野古道と尾鷲ひのき展 (8月 あべのハルカス近鉄本店街ステーション他 1 件) (H26)
- ・関空旅博 (5月又は6月 関西国際空港) (H26～28)
- ・トラベルガールズフェスタ (10月 スイスホテル南海) (H26～28)
- ・伊賀忍者フェスタ in 天神橋筋商店街 (3月 天神橋筋商店街) (H26～28)



H26. 8. 2 「熊野古道と尾鷲ひのき展」



H27. 5. 23～24 「関空旅博 2015」



H28. 10. 24 「トラベルガールズフェスタ 2016」



H29. 3. 4 「伊賀忍者フェスタ in 天神橋筋商店街」

(3) 歴史・文化・「食」をキーワードとした情報発信 計 17 回

歴史、文化、「食」に関心をもつ人が、三重のコンテンツの魅力を知り、さらに関心を高めていただくことを目的とした参加型イベントを実施。

「伊勢茶」を題材とした講座は、松阪の深蒸煎茶の楽しみ方 (H26)、手もみ茶づくり (H27)、碾茶 (抹茶) (H28) など県内生産者等を講師に招き、参加者に三重の魅力を発信。

また、「伊勢うどん」、「幻の牡蠣“渡利かき”」、「伊勢ひじき」、「真珠」といった三重を代表する産品を題材とした講座を、まちライブラリや近鉄文化サロン (上本町、阿倍野)、三重の応援店舗において開催。



H28. 1. 30 「伊勢志摩サミット開催記念講座「真珠 ～三重の海が育んだ輝き～」」

その他「熊野古道セミナー（東紀州振興課主催 10月、12月）」、「学んでから旅する歴史講座 神宮」（近畿日本ツーリスト主催 11月）など。

2 観光誘客

(1) 三重県観光キャンペーンの展開等による観光誘客

関西事務所では、県内各地の観光ポスター、パンフレット等を展示・配布するとともに、観光誘客につながるよう県内市町・団体等の主体的な取組を支援し、関西圏で県内各地の魅力を訴求。

また、三重県観光キャンペーン展開のもと、三重の旬の情報を発信し、関西事務所が「みえ旅案内所」として「みえ旅パスポート（H26～H27）」、「みえ食旅パスポート（H28）」を発給。

(2) 県内各地の魅力発信による観光誘客（主な観光PR）

県内市町・団体等と連携して、近鉄主要駅（近鉄上本町駅、西大寺駅 京都駅等）や商店街等において観光キャンペーンを展開。

- ・名張市観光キャンペーン（H26～H28）
- ・松阪市の大阪市内商店街でのPR（H26）
- ・イオンモールKYOTO、京都駅でのしまかぜPRイベント（H26）
- ・鳥羽観光施設連合会主催の観光PR（H28）など



H26.9.6.7 「京都でのしまかぜPRイベント（イオンモールKYOTO）」

(3) マスコミや旅行会社等への営業活動 計16回

関西圏のマスコミ等を対象とした観光情報提供会を大阪で開催（H26～H27 観光誘客課主催）し、三重の旬の情報を発信するとともに、関西圏旅行社企画担当者に向け説明会を開催。

また、県内の観光関連事業者が、関西圏の旅行会社に継続的に営業活動を行うことができるネットワークを構築し、提供する商品・サービスが旅行商品として採用されることを目的に、三重県観光マッチング商談会を開催。（H28 観光誘客課主催）

さらに、関西を拠点に活動している県内観光関連事業者等と連携して、官民一体となった営業活動（エージェントキャラバン）を展開。

(4) インバウンドの促進

在阪の領事館・弁事処等とのネットワーク構築、協力関係を深めるとともに、外国語の観光PRチラシ、ポスターなどを関西圏でのインフォメーションセンターへ配架。

- ・訪日外国人向けフリーペーパー「Good Luck 関西」に「忍者と海女」の特集を掲載（H26）
- ・伊賀上野観光協会が関西空港で3Dパネルを設置（H26）など

3 食の販路拡大

(1) 販路先の開拓等

小売・流通事業者や飲食店経営者等に、三重ブランド認定、みえセレクション選定品等を情報発信。また、関西圏の「食のプロ」や企業等に対する販路開拓のための営業活動を県庁各部局と情報共有、連携し展開。

(2) 小売り・流通事業者等への営業

① 商談会（情報提供、支援） 計11回

大阪商工会議所等で開催される各種商談会について、県内市町・団体に情報提供するとともに、商談会への出展を支援。

また、事前勉強会を開催するなど、県内で生産されている農林水産品及びその加工品を主体とした県産品の関西圏内の流通事業者、外食事業者等に対する販路開拓等を支援。

② 三重県産品、地元生産事業者の紹介、生産現場への誘致

店舗や企業のニーズに応え、三重県産品や地元生産事業者の紹介等を進め、県産品を使った店舗のオープンや三重県出身のシェフが経営するレストランとの取引成立を支援。また、中堅外食事業者の店舗や高質スーパーマーケットでの食材新規取扱を支援。さらに、レストラン等の運営事業者や流通事業者を対象に、県内生産者等への訪問を実施。(H28：計5回)

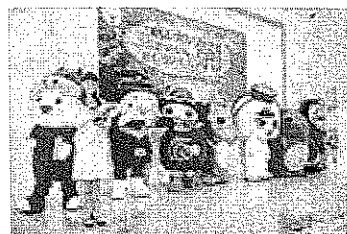
③ 「食」に関するこれまでの主な取組事例

■ 「三重もんづくし!うまいもん おもろいもん祭!」、「食の円卓会議」他【H27年度】
伊勢志摩サミット開催記念として、大阪ガス ハグミュージアムを活用して、三重の「食」と観光をPR。(3月6日 来場者 合計2,926名)

(実施内容)

◇三重もんづくし!うまいもん おもろいもん祭!【対象：一般】

うまいもん、おもろいもんマルシェとして市町物産展、忍者修行体験やスラックライン体験などの体験ブース、三重もんステージなどを実施。



H28.3.6 「三重もんづくし!うまいもん おもろいもん 祭!」

◇食の円卓会議【対象：関西食文化研究会の会員（食のプロ）、マスコミ関係者】

関西を代表する3名のトップシェフに三重県産食材を使った新たな食の提案として料理デモンストレーションを実施。

約200名の参加者が試食後、食の円卓会議として、コーディネーターの門上武司氏（「あまから手帖」編集顧問）のもと、3名のシェフ、文筆家の千種清美氏、三重県知事が、三重県産食材などについてトークイベントを実施。

◇食材展示・仕入相談会【対象：外食産業関係者】

厳選食材・加工品等の県内20業者がブースを設け、業務用食材の展示、仕入相談会を実施。



H28.3.6 「食材展示・仕入相談会」

◇京の料亭『和ごころ泉』三重もんづくし春の和食レッスン【対象：一般】

三重県出身で京都の日本料理「和ごころ泉」の泉 昌樹氏を講師に迎え、料理教室を実施。松阪肉、はまぐりをはじめとする13種類の県産食材を使用した4品のメニューを考案いただき、72名が参加。

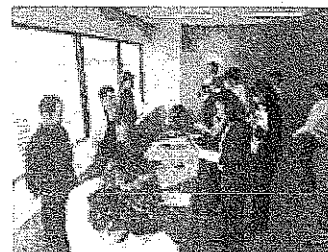
■ 「伊勢志摩サミット開催記念!三重うまいもんフェア~三重の幸を堪能しよう~!」
【H28年度】

関西圏の企業、三重の応援店舗、スーパー等と連携して、報道機関を対象に、三重県産品を活用して開発した新メニューの試食会を開催するとともに、三重県フェアを関西圏において実施。

(実施内容)

◇報道機関向け試食会 (9月26日 カゴメ㈱大阪支店：大阪市淀川区)

カゴメ㈱の食材と三重県産品(伊賀牛、熊野地鶏、みえジビエ、松阪豚等)をもとに、三重の応援店舗や、カゴメ㈱、㈱阪急オアシスが開発した新メニューを提供。



H28.9.26 「報道機関向け試食会」

◇三重県フェア（10月13日～11月19日：三重の応援店舗16店舗、11月10日～11日：（㈱阪急オアシス約80店舗）

三重の応援店舗16店舗においてイチオシの三重県食材を使った海の幸、山の幸を提供するなど三重県フェアを実施。

また、（㈱阪急オアシス約80店舗で三重県食材（松阪豚、的矢カキ等）の販売、三重県食材を使ったレシピを紹介。



H29.3.11 「三重の風景写真展」

◇関西圏における三重の食と観光PR

「じゃらん」本誌（29年3月1日発行）に三重県特集「魅するみえ旅（※）」を掲載するとともに、「じゃらんnet」に三重県PRページを掲載。（約2ヶ月間）その他、会員向けのメールマガジンを配信。

（※）「魅するみえ旅」企画に参加した県内施設100施設、215プラン

◇「三重の風景写真展」の開催（3月11日 αプラザ大阪ソニーストア大阪：大阪市北区）伊勢市在住のプロカメラマンによる写真展とトークイベントを実施するとともに、みえ食旅パスポートやお伊勢さん菓子博2017をPR。

4 多様なネットワークの充実・強化による営業活動

（1）経済界とのネットワークの充実・強化

大阪商工会議所に加えて、京都商工会議所、神戸商工会議所の会員となり、各種セミナーに参加するとともに、関西経済連合会などの諸会合にも参加し、ネットワークを強化。

○三重県にゆかりがあり、関西経済界、マスコミ、学界等の第一線で活躍する方を三重県関西連携交流会会員として、会報誌シェイクハンズを季刊で発行し、観光情報や産業情報等の三重県の旬な情報を提供。

○関西経済連合会評議員会において、「三重の新たなチャレンジ ～これからも輝き続けるために～」と題して、三重県知事が講演。（2月23日）（H26）

○関西経済連合会との間で情報交換会等を実施。また、関西経済連合会の創立70周年記念事業「はなやか関西セレクション2016」の授賞商品等（外国人旅行者等におすすめしたい関西10府県の地域特産品）において、三重県から2商品が選定。（H28）

・授賞商品（全10商品） かまどさん（長谷製陶株式会社）

・特別賞（全3商品） かたやき（有限会社伊賀菓庵山本）

○その他、県人会、同窓会とのネットワークを効果的に活用し、お伊勢さん菓子博2017の重点的なPRを展開。（H28）

・各県人会等の会員にお伊勢さん菓子博2017の前売入場券を斡旋。

・FM大阪の生放送番組や、関西テレビの情報番組「にじいろジーン」、において、お伊勢さん菓子博2017をPR。（FM大阪3月6日生放送、関西テレビ4月22日生放送）など。

（2）三重の応援団 計610団体（者）

（応援団571名、応援企業15社、応援店舗24店舗）（H29年3月末現在）

関西圏でのネットワークとして、三重の応援団、応援企業、応援店舗の登録を進め、観光パンフ等の配布、メルマガの配信など三重の魅力を情報発信。

(3) 県人会、高校同窓会等を活用した情報発信 計45回

大阪三重県人会が主催する「関西三重県人の集い（例年10月下旬開催）」をはじめ、京都三重県人会、兵庫三重県人会、関西熊野市人会、関西伊賀人会、各高校同窓会等を通じて、三重のイベント、観光、「食」に関する情報など三重県の旬の情報を発信。



H28.10.22 「関西三重県人の集い」での菓子博PR

5 その他

(1) 企業誘致

関西圏からの企業誘致を推進するため、関係部局と連携し企業動向の把握、情報収集、県の産業施策の紹介等を行い、立地済み企業を中心に関西圏企業とのネットワークを形成。
また、県内市町等が関西圏で行う誘致活動の支援や交流会等に参加し、ネットワークを形成。

(2) 移住・交流、就職情報提供

関西圏で実施される移住・交流事業に参加するとともに、H27年度から関西事務所に着職相談窓口が開設され（予約制）、若者への就職相談を実施。（雇用対策課所管）

また、「ええとこやんか三重移住相談会」（地域支援課主催）に参加するほか、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが主催する在阪県事務所移住・定住担当者セミナーに参加。

(8) 観光振興について

伊勢志摩サミット開催による本県知名度の向上や経験を生かし、インバウンド誘致や海外MICE誘致の取組を一層推進するとともに、産業間連携やマーケティングなどにより地域の“稼ぐ力”を引き出し、来訪者の観光消費額の増加につなげていきます。

1 国内誘客

(1) 食の魅力を活用した誘客促進

本県の強みである食の魅力を生かした取組として、平成28年6月から「みえ食旅パスポート」を実施しています。平成29年5月末現在のパスポート発給部数は、約24万部に達し、前回パスポートの約1.4倍となっています。

パスポートの利用拡大を図るため、企業等と連携した「コラボ版パスポート」を展開しています。

〈コラボ版パスポート〉

■みえ食旅パスポート 菓子博版

菓子博会場を含む県内菓子店（303店舗）を巡るパスポート

- ・実施期間：平成29年1月11日～5月31日
- ・発給部数：約4万部

■みえ食旅パスポート サガミ版

和食処サガミの中京圏を中心とした87店舗（うち県内13店舗）で発給し、県内の周遊を促進するパスポート

- ・実施期間：平成29年6月23日～平成30年1月8日



これらに加えて、SNSを活用した「#みえ食旅」SNS写真投稿キャンペーンを実施します。

- ・実施期間：平成29年7月1日～平成29年9月30日
- ・内 容：三重で食べて「美味しかった!」、「また食べたい!」と感じた食の思い出の写真や動画を、SNSで投稿いただくキャンペーン

(2) 交通事業者・市町との連携による多様な誘客展開

ア 交通事業者との連携

県内周遊促進・リピーター確保に向け、JR東海や近鉄と連携し、お伊勢さん観光案内人と一緒に巡ることで、より深く神宮を体感いただけるコース設定や、JALと連携した「常若婚」などの取組を通じて、首都圏等からの誘客拡大を図っています。また、本県宿泊に占める割合が高い関西圏からの誘客拡大を図るため、関西事務所等と連携した情報発信に取り組みます。

さらに、本県へのアクセスの大半が自家用車であるため、ネクスコ中日本と連携し、県内の高速道路が定額で乗り放題となる「速旅^{はやたび} みえ旅ドライブプラン」(平成29年4月1日～平成30年3月31日)を展開しています。

イ 市町との連携

三重県が旅先として選ばれるためには、県内各地で旅行者を引き付ける魅力ある多様なサービス、商品の創出が不可欠であり、地域が一体となった取組が必要です。このため、市町と連携し、地域自らが「稼ぐ力」を身につけられるよう、地域のナンバーワン資源を地域自らがプロデュースする「三重あそび」に取り組んでいます。現在、この夏休みの誘客も見据え、ファミリー層や若者グループなどを主なターゲットにした商品づくりを進めています。

(3) 日本版DMO

県内日本版DMO候補法人に登録された6法人については、県としても観光地の魅力づくりやプロモーションなどその機能を最大限発揮できるよう連携を図っており、各地域DMOのニーズに応じた支援策を検討しています。

全県DMOについては、県内各地での持続的な観光地域づくりの推進に向け、地域DMO等が戦略を策定し、多くの観光客に認知され、また興味を抱いてもらうための基盤整備の役割を担うことが期待されています。

このため、地域DMO等から求められている、

- ①マーケティング戦略のためのデータ分析・提供
- ②広域的なプロモーション

の2つの機能が発揮できる体制の構築をめざし、関係団体等と協議し、検討を進めています。

2 海外誘客

(1) 効果的な海外向けプロモーションの推進

ア レップ(県に代わって営業活動を行う代理人)を活用した誘客

台湾及び欧州からの誘客をより効果的に行うため、平成28年度に現地にレップを配置し、現地で営業活動を行うとともに、現地の旅行会社等に対して、本県の認知度、本県への関心の有無、送客実績、旅行提案のために必要となる情報等についてヒアリングを行いました。

〈主なヒアリング結果〉

- ①宿泊施設や観光施設などの基本的な情報提供に加え、神宮や海女、忍者など三重ならではの素材をもっとPRして知名度を上げることが必要
- ②現地旅行会社と密接な協力関係を構築することが必要

③ビジュアルを多用するなど、対象国の特性を踏まえた情報発信が必要

④富裕層誘致におけるターゲットは中間富裕層（3～5万円/人・宿泊）が適切

平成29年度は、こうした結果を踏まえ、引き続きレップを活用しながら、現地旅行会社やメディアに対する定期的な情報発信、現地旅行会社との協力関係の構築や旅行会社への商品造成の働きかけ等を通じて、一層の知名度向上や誘客につなげていきます。

イ SNSを活用した情報発信

増加している個人の外国人旅行者（FIT）誘客については、現在、Facebookを活用し、文化、自然、食など三重の魅力を外国人目線に立って発信しています。平成29年度はさらに、写真や動画でダイレクトに伝えることができ、今注目を集めているInstagramの活用準備を進めています。

(2) ゴルフツーリズムの推進

県内のゴルフ場関係者等と連携し、ゴルフツーリズムの取組を進めています。平成28年にタイ・パタヤの「東海岸ゴルフコース協会（EGA）」と締結した「ゴルフツーリズムの地域間連携の促進に係る覚書」の成果として、平成29年5月に同協会の関係者約140名が来県し、ゴルフ場や観光の魅力を体感いただくなど、ゴルフツーリズムの促進を図っています。また、平成30年10月には、ゴルフツーリズム業界で最も権威ある団体とされる国際ゴルフツアーオペレーター協会が主催する「日本ゴルフツーリズムコンベンション2018」の三重県開催が決定しています。この機会を利用して、本県の魅力を発信し、本県が日本を代表するゴルフツーリズムの目的地となるよう関係者と一体となった取組を進めていきます。

(3) 台湾からの教育旅行誘致

台湾からの教育旅行誘致は、学校間の交流促進だけでなく将来の誘客にもつながることが期待されるため、市町、学校等と連携しながら台湾からの教育旅行誘致を進めています。

〈新北市の高校 三重高級商工職業学校〉

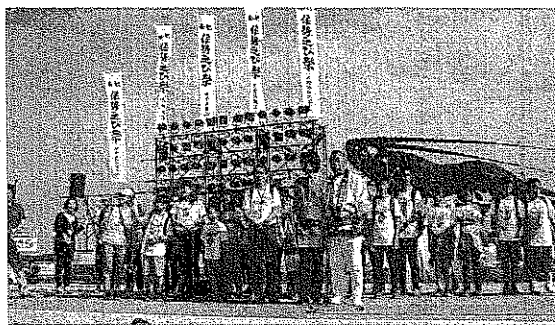
- ・期間：平成29年5月21日から5月24日
- ・来県者数：生徒25名、教員等4名
- ・訪問先：桑名工業高校、松阪商業高校、
大紀町（農家民泊体験）、内宮、おかげ横丁 他



桑名工業高校でのものづくり体験

〈高雄市の小中学校〉

- ・期間：平成 29 年 5 月 30 日～6 月 1 日
(福山国民小学)
- 平成 29 年 6 月 2 日～5 日
(文府国民小学・中学他 4 校)
- 平成 29 年 7 月 5 日～8 日 (予定)
(知本国民中学)



志摩市「伊勢えび祭」での交流

- ・来県者総数：児童・生徒 73 名、教員等 48 名
- ・訪問先：桑名市、志摩市、伊賀市

(4) 国際会議等 M I C E 誘致

国際会議等 M I C E の開催については、今年度既に、下記の国際会議開催が決定しています。会議の開催を通じて、文化、自然など三重の観光の様々な魅力が国内外に広く発信されるものと期待しています。

〈開催予定〉

■国際会議：ディスティネーションアカデミー with トリップアドバイザー (アジア太平洋地域) 2017

- ・開催日：平成 29 年 7 月 5 日～7 日
- ・開催地：鳥羽市、伊勢市、伊賀市
メイン会場は鳥羽国際ホテル、サブ会場はユニークベニューである「海の博物館」
- ・参加予定者：アジア太平洋地域の国や自治体等の観光担当者 60 人程度
- ・内 容：観光マーケティングのセッションに加え、現地で本物を体感していただく「観光資源体験」として、海女漁見学や忍者スクール、おはらい町・おかげ横丁でのトレジャーハントが実施される予定
- ・主催者：トリップアドバイザー、太平洋アジア観光協会

■「持続可能な観光国際年」記念 国際観光シンポジウム (サミット後、初の政府系国際会議)

- ・テーマ：「観光業の持続可能な発展における女性の役割」
- ・開催日：平成 29 年 10 月中旬
- ・開催地：伊勢志摩地域
- ・参加予定者：国連世界観光機関 (UNWTO) 加盟 156 か国・6 地域の観光担当者
200 人程度
- ・主催者：観光庁、三重県
- ・後 援：国連世界観光機関 (UNWTO)

(9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成 28 年 11 月 21 日～平成 29 年 2 月 14 日追加分)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成 29 年 2 月 10 日 (金)
3 委員	寺島貴根三重大学准教授(会長)ほか 2 名出席
4 諮問事項	「(仮称) ドラッグコスモス名張西原店」(名張市) の新設に係る届出について
5 調査審議結果	「(仮称) ドラッグコスモス名張西原店」(名張市) の新設に係る届出について 事務局から、届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行い、審議の結果、設置者の計画は概ね妥当なものと判断され、結審しました。
6 備考	

(平成 29 年 2 月 15 日～平成 29 年 6 月 4 日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成 29 年 5 月 22 日 (月)
3 委員	寺島貴根三重大学准教授(会長)ほか 2 名出席
4 諮問事項	(1) 「(仮称) スーパーセンターオークワ亀山店」(亀山市) の新設に係る届出について (1 回目) (2) 「三井アウトレットパークジャズドリーム長島」(桑名市) の変更に係る届出について (1 回目)
5 調査審議結果	(1) 「(仮称) スーパーセンターオークワ亀山店」(亀山市) の新設に係る届出について (1 回目) 事務局から、届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について説明を行いました。交通対策について追加資料の提出を求める意見等があり、継続審議となりました。 (2) 「三井アウトレットパークジャズドリーム長島」(桑名市) の変更に係る届出について (1 回目) 事務局から、届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について説明を行いました。交通対策について追加資料の提出を求める意見等があり、継続審議となりました。
6 備考	